

答 申 第 1 4 号  
平成 23 年 11 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山 下 淳

公文書の部分公開決定及び非公開決定に係る異議申立てに  
対する決定について（答申）

平成 22 年 9 月 15 日付け諮問第 61 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと  
について、別紙のとおり答申します。

記

平成 19 年度～21 年度 特別養護老人ホーム〇〇〇〇〇〇〇監査に関する書類

## 答 申

### 第 1 審議会の結論

本件異議申立ての対象となった公文書部分公開決定及び非公開決定において、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした部分（以下「非公開部分」という。）のうち、別表の「公開すべき部分」欄に記載した部分は公開すべきである。

### 第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

#### 1 公文書の公開請求

異議申立人は、平成 22 年 5 月 18 日付けで、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

平成 22 年 7 月 13 日、実施機関は、公文書部分公開決定処分及び公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書を送付した。

#### 3 異議申立て

平成 22 年 9 月 7 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

#### 4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、平成 19 年度から 21 年度までの間に、実施機関が社会福祉法人〇〇〇の経営する「特別養護老人ホーム〇〇〇〇〇〇」に対して行った監査に関する書類である。その詳細は別表の「対象公文書」欄のとおりである。

#### 5 諮問

平成 22 年 9 月 15 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開審査会（現情報公開・個人情報保護審議会。以下「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

#### 6 諮問後の一部公開決定

平成 23 年 5 月 26 日、実施機関は、本件処分の一部を取り消し、公開決定を行った。その詳細は別表末尾の（注）のとおりである。

### 第 3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、全部公開を行うよう求める

ものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

施設で発生した施設サービス計画の未作成・紛失、書類の改ざん、個人情報の漏洩・紛失及び虚偽報告は、介護保険法第92条に該当する重大な法令違反である。

真相、原因を究明し、責任の所在を明らかにし、再発を防止するために、全部公開を求めるものである。

## 第4 実施機関の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

対象公文書ごとの非公開部分は、別表の「実施機関が非公開とした部分」欄のとおりである。非公開とした理由は次項以下のとおりである。

### 1 部分公開とした公文書で、非公開とした情報

#### (1) 条例第6条第1号に該当する情報

##### ア 理事会・評議員会議事録に含まれる情報

##### (ア) 議事録署名人の印影

氏名は公開しているため、その印影を公にすると印章又は印影が偽造・悪用されるおそれがあることから、特定の個人を識別できるもののうち通常他人に知られたくないものと認められる。よって、条例第6条第1号に該当する。

##### (イ) 発言者名

理事会・評議員会では通常一般に公開されないことを前提に法人の重要な意思決定に関する自由な議論が行われており、発言者の思想・心情が反映されていることから、発言者名は通常他人に知られたくないと認められ、条例第6条第1号に該当する。

なお、発言者名及び内容が公開されることで、発言者が萎縮して自由な議論が阻害され、法人の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第2号にも該当し得る。

##### イ 施設職員等の氏名、職種等の情報

##### (ア) 施設職員の氏名、職種（職名）、資格、給与額、印影、謝罪文等における謝罪日等

##### (イ) 業務の委託先法人からの派遣者、施設内研修の講師、施設でのクラブ活動の指導担当者の氏名

以上については、氏名を公にすると当該個人の職業・職場等が明らかに

なるほか、氏名を非公開としても他の情報を組み合わせれば個人を特定することが可能であるため、いずれも通常他人に知られたくないものと認められる。よって、条例第6条第1号に該当する。

ただし、施設長の氏名、職種（職名）については公開している。

#### ウ 施設利用者、その家族等の氏名等の情報

(ア) 施設利用者の氏名、印影、被保険者番号、入退所年月日、病名、病状、年齢、住所等

(イ) 施設利用者の家族、利用者負担金の返還金の受取人、身元引受人、遺留金品引取者の氏名、印影、住所、施設利用者との続柄

以上については、氏名を公にすると当該個人又はその親族が施設に入所している（していた）ことが明らかになるほか、氏名を非公開としても他の情報を組み合わせれば個人を特定することが可能であるため、いずれも通常他人に知られたくないものと認められる。よって、条例第6条第1号に該当する。

また、特別養護老人ホームに係る指導監査事前提出資料に含まれる褥瘡を有する施設利用者の情報については、氏名は記載されていないが、個人の身体の状況である褥瘡の症状等が詳細に記載されており、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第6条第1号に該当する。

#### エ 法人が賃借している借地の所有者名及び借地料

氏名を非公開としても、土地登記簿で所有者の把握が可能であり、借地料が公にされれば、当該所有者の収入の一部が明らかになるため、通常他人に知られたくないものと認められ、条例第6条第1号に該当する。

#### オ 苦情解決体制に係る第三者委員（評議員）の氏名

第三者委員としての立場を公にした場合、委員に対して何らかの接触を図って外部から影響力を及ぼそうとする者が現れるおそれがあり、通常他人に知られたくない情報であり、条例第6条第1号に該当する。

なお、公開によって苦情解決体制に支障が生じるおそれもあるため、条例第6条第2号にも該当し得る。

### (2) 条例第6条第2号に該当する情報

#### ア 印影

(ア) 法人理事長・施設長の印影

(イ) 理事長職務代理者の印として用いられた理事の個人印の印影

(ウ) 業務委託先法人代表者の印影

これらを公にした場合、印章又は印影が偽造・悪用されることにより、法人又は当該業務委託先法人に不測の損害を与えるおそれがあるため、条例第6条第2号に該当する。

イ 取引先等に関する情報

- (ア) 取引事業者名、FAX番号
- (イ) 取引銀行名、支店名
- (ウ) 業務委託契約先の名称、所在地、報酬額
- (エ) 研修講師の所属団体名
- (オ) 施設でのクラブ活動の指導団体名

これらを公にした場合、法人の競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第6条第2号に該当する。

2 全部非公開とした公文書

(1) 条例第6条第1号に該当するもの

ア ケース記録等施設利用者個人に関する文書

- (ア) ケース記録
- (イ) 栄養ケア計画
- (ウ) サービス利用書
- (エ) 利用者データリスト
- (オ) 栄養スクリーニング一覧表

これらは施設利用者の極めてセンシティブな情報であり、氏名を非公開とすると直接特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第6条第1号に該当する。

イ 検便結果調査表

厨房職員の極めてセンシティブな情報であり、上記アと同じく、条例第6条第1号に該当する。

ウ 施設サービス計画の点検者名簿

施設利用者の氏名のみが記載されており、これは上記1(1)ウで述べたとおり、条例第6条第1号に該当する。

エ 職員出勤簿（出勤日ごとに押印する形式の出勤簿）

施設職員の氏名、印影、職名、採用年月日が記載されており、これらは上記1(1)イで述べたとおり、条例第6条第1号に該当する。これらを除くと残る部分は有意な情報と認められないため、条例第7条ただし書により全部非公開とした。

(2) 条例第6条第2号に該当するもの

- ア 総勘定元帳
- イ 賃金控除に関する協定書
- ウ 給与規程
- エ 賃金テーブル設計内容

## オ 前歴換算表

いずれも法人の内部管理に属する情報であり、公にした場合、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号に該当する。

## 第5 審議会の判断

### 1 審議会における審査方法

当審議会は、本件を審査するに当たり、対象公文書が相当な量となるため、争点を明確にし、本件処分の適否を迅速かつ適正に判断する上で、対象公文書に記録されている情報の内容を「分類し、又は整理した資料」（いわゆるヴォーン・インデックス）を利用することが有効であると考え、条例第20条第2項に基づき、実施機関から当該資料の提出を受けて、これに基づき審査を行った。

また、対象公文書のうち、当審議会が必要であると判断した箇所について、当該部分を抽出して見分を行った。

### 2 非公開部分の条例第6条第1号及び第2号の該当性について

本件の非公開部分は別表の「実施機関が非公開とした部分」のとおりであり、異議申立人は全部を公開するよう求めている。

実施機関は、非公開部分の情報は条例第6条第1号又は第2号に該当すると主張するので、以下検討する。

#### (1) 条例第6条第1号及び第2号について

##### ア 条例第6条第1号

条例第6条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものが公文書に記録されている場合は、非公開とすることを定めている。

なお、「特定の個人を識別することができるもの」とは、その情報だけでは特定の個人を識別できないが、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別できる場合も含む趣旨である。

また、同号は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報も非公開としている。これは、カルテ等個人の人格に密接にかかわる情報など、個人の識別性のある部分を除いて公開しても、なお個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報を非公開とするというものである。

##### イ 条例第6条第2号

条例第6条第2号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個

人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、非公開とすることを定めている。

このうち「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば、経営方針・人事・組織・経理等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の公正な事業運営が損なわれると認められるものが該当する。

## (2) 条例第6条第1号及び第2号の該当性について

非公開部分に記載されている情報を当審議会において分類・整理すると、次のアからカのとおりであり、以下、個別に条例第6条第1号及び第2号の該当性を検討する。

### ア 法人の役員（理事長、理事、評議員）に係る情報

#### (ア) 理事会・評議員会議事録に記載された発言者名

理事会・評議員会議事録において、出席（欠席）した理事・評議員の氏名、また、出席者の発言内容も全て公開されているが、実施機関は、発言内容に付された発言者名（「議長」・「施設長」等公開すれば発言者名が判明する情報を含む。）を非公開としている。

社会福祉法人の理事会、評議員会は、法人の運営方針について意思決定やその監視を行うための法人内部機関の非公開の会議であり、何人でも自由にその議事録を閲覧できるものではない。

しかし、本件において、標記議事録は、法人の指導監査において指摘された事項について、法人の役員会に報告がなされ、改善措置について法人としての意思決定がなされたことを確認するため、実施機関が改善報告書の添付資料として提出を求めたものであり、このような場合、法人の内部機関の議事録であっても、公開により法人の正当な権利を侵害する非公開情報とはいえないことから、実施機関は、議事録のうち出席者名や発言内容の部分を公開したものである。

他方、改善報告の趣旨として、どの役員がどのような発言を行ったかという情報が必要とは考えられず、発言内容に付された発言者名については、出席者が外部からの批判を懸念して萎縮することにより、理事会・評議員会の自由な議論に障害が生じ、ひいては法人の正当な利益を損なうおそれがあることから、法人の内部管理情報として、条例第6条第2号の非公開情報に該当するものと考えられる。

ただし、発言者名のうち「議長」は議事進行に関して発言し、「理事長」と「施設長」は、法人・施設の責任ある立場の者として発言するものであり、上述のようなおそれは考えられず、公開すべきである。

(イ) 議事録署名人・理事長職務代理者として押印された役員の印影  
個人印を押印しているため、印影を公開すれば、偽造等悪用されるおそれがある。よって、特定の個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないものと認められ、条例第6条第1号に該当する。

(ウ) 苦情解決体制に係る第三者委員である評議員氏名

第三者委員の職務は、施設利用者等からの苦情の受付け、苦情申出人と施設の話合いへの立会い、両者への助言等であり、第三者委員の氏名は施設利用者等にはあらかじめ明らかにされているものである。

実施機関は、委員の氏名を明らかにすれば、外部から当該委員に影響力を及ぼそうとする者が現れるおそれがあるというが、そのような者は、通常、施設利用者等である苦情申出人と何らかの関係を有する者であり、苦情申出人を通じて委員の氏名を知っているものと考えられる。よって、外部から委員に影響力を及ぼそうとする者が現れる可能性は、委員の氏名を公開するか否かに関係するものではなく、第三者委員の氏名が条例第6条第1号及び第2号に該当するという実施機関の主張は採用できない。

イ 法人の職員（施設に勤務する医師を除く。）に係る情報

(ア) 施設長以外の職員に係る情報

① 氏名、印影、介護支援専門員の登録番号・生年月日・住所

個人識別情報であり、これらの情報が公開されると、当該個人の職業や勤務先が明らかになる、また印影については偽造等悪用のおそれもある。このため、個人に関する情報で通常他人に知られたくないものであり、条例第6条第1号に該当する。

なお、正規職員の出勤簿については、職員ごとに作成され、出勤日に押印する形になっており、氏名、印影等を非公開とすれば、残る部分は有意な情報とは認められないので、実施機関が全部非公開としたことは妥当である。

また、実施機関は、防火管理者の氏名を非公開としているが、防火管理者は建築物の管理権限者である法人を代表し、消防計画の作成や提出、消防訓練の企画等、消防法上極めて重い責任を負うとともに、その選任に当たっては、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的・監督的な地位にある者を充てる必要がある。こうした防火管理者の役割に鑑み、その氏名は、法人役員や施設長と同様、公開すべきであったと考えられるが、本件処分においては、防火管理者の氏名と併記された職名が、公開されているため、条例第6条第1号に該当し、非公開とせざるを得ない。

② 職種・職名、資格の有無・種類、経験年数（就職年月日、勤続年数）

職員の氏名等、個人識別情報を非公開とした場合でも、実施機関は、職員の職種・職名その他の属性情報を他の情報と照合したり、組み合わせることにより、個人の識別が可能と主張するが、老人介護施設の従事者名簿などが市販されているわけではなく、一般通常人がこれらの情報だけで特定個人を識別することは不可能と考えられる。

よって、施設職員に係る標記情報は、条例第6条第1号には該当しない。

また、一般人がインターネットで見ることのできる兵庫県の介護サービス情報公表システム（以下「公表システム」という。）においては、介護福祉施設の諸情報が公表されており、この中には職種や資格別（医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、調理員、事務員、その他）の職員数や経験年数別（1年未満から10年以上の5区分）の職員数が含まれているので、施設職員の職種や資格、経験年数は、内部管理情報とはいえず、また、公開することが法人の競争上の地位に悪影響を及ぼすとも考えられない。

よって、標記情報は、条例第6条第2号にも該当せず、非公開とする理由はない。

③ 他施設の経験年数、本俸額・手当額、給与等級、性別・年齢、最終学歴、パート職員の勤務形態

②と同様、氏名等を非公開とした場合、特定個人を識別することはできず、条例第6条第1号には該当しない。

しかし、職員のキャリア、性別・年齢、学歴等別の職員構成や配置、給与体系などは、法人の採用方針や人事管理方針と密接に関連し、また、公表システムによりこれらの情報が公表されている事実もないため、法人の内部管理情報として、条例第6条第2号に該当する。

④ 検便結果調査表

②と同様、氏名等を非公開とした場合、特定個人を識別することはできず、条例第6条第1号には該当しない。

しかし、特別養護老人ホームなど集団給食施設の調理従事者の検便について、行政指導は行われているものの、法令で実施や検査結果の保管が義務づけられているものではなく、当該情報を公開した場合、法人の競争上の地位に不利益を及ぼすおそれがある。このた

め、条例第6条第2号に該当する。

⑤ 謝罪文等における謝罪日

実施機関は、謝罪日を公開すれば、出張記録等と照合することで、職員名等が判明すると主張するが、法人の出張記録等は通常人が誰でも閲覧できるものではなく、条例第6条第1号に該当しないことは明らかである。

また、実施機関は、本件処分において謝罪内容を公表しており、これに追加して謝罪日を公開することが、ことさらに法人の権利利益を侵害するものとは考えられない。よって条例第6条第2号にも該当せず、非公開とする理由はない。

(イ) 施設長に係る情報

① 資格の有無・種類

施設長については、本件処分においてその氏名は公開しているところであり、施設長の資格の有無・種類は、特定の個人に関する情報である。

しかし、「特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準」において、施設長は社会福祉主事又はこれに準ずる者であることが定められており、施設運営の責任者である職責を勘案すれば、施設長の資格の有無・種類は、通常他人に知られたくないものに当たらず、条例第6条第1号に該当しない。

また、施設長として当然求められる資格の有無・種類を公開したからといって法人の経営上の正当な利益を侵害するとは考えられず、条例第6条第2号に該当しない。よって、非公開とする理由はない。

② その他の属性情報（経験年数、他施設の経験年数、本俸額・手当額、性別・年齢、最終学歴）

施設長については、本件処分においてその氏名は公開しているところであり、施設長の経験年数（施設長としての経験年数以外の当該施設の職員としての経験年数を含む。）、他施設の経験年数、本俸額・手当額、性別・年齢、最終学歴は、特定の個人に関する情報である。

そして、これら個人のキャリアや所得、属性などの情報は通常他人に知られたくないものに当たり、条例第6条第1号に該当する。

(ウ) 退職者に係る情報（氏名、採用退職年月日、採用時年齢、退職時年齢）

退職者の氏名は、これを公開すると個人の過去の勤務先が明らかとなり、通常他人に知られたくないものに当たり、条例第6条第1号に該当する。

退職者の採用退職年月日、採用時年齢、退職時年齢については、その氏名を非公開とした場合、条例第6条第1号には該当しないが、当該法人の人事管理に係る内部情報であり、公開すれば、施設職員の定着状況などが窺い知れ、当該法人の競争上の地位に影響を及ぼすものと考えられることから、条例第6条第2号に該当する。

ウ 施設に勤務する医師に係る情報

(ア) 内科医の氏名、給与額

公表システムにおいて、内科医氏名が公表されており、氏名は公開すべきである。

氏名を公開した場合、個人の所得に係る情報は通常他人に知られたくないものに当たり、給与額は、条例第6条第1号に該当する。

なお、給与額は、(イ)後段で述べるように、条例第6条第2号にも該当するものと考えられる。

(イ) 精神科医の氏名、給与額

内科医とは異なり精神科医の氏名は、公表システムにおいて公表されておらず、これを公開した場合、特定個人の職業等が明らかとなることから、精神科医の氏名は、条例第6条第1号に該当する。

氏名を非公開とした場合、給与額は条例第6条第1号には該当しないが、施設がどのような給与条件で勤務医を確保しているのかという情報が明らかとなると、法人の競争上の地位に影響を及ぼすおそれがあることから、精神科医の給与額は条例第6条第2号に該当する。

エ 施設利用者又は家族に係る情報

(ア) 施設利用者又は家族の氏名、印影、住所、性別、年齢・生年月日、被保険者番号、続柄、入所・退所の年月日、入所年数、入院・退院の年月日、病状、病名、死亡年月日、施設利用者が死亡したとの情報

施設利用者等の氏名、印影、住所等の個人識別情報を公開すると、当該個人が施設を利用している（していた）ことや、親族に施設を利用している（していた）者がいることが明らかになるが、こういったことは通常他人に知られたくないものであり、氏名等は条例第6条第1号前段に該当する。

また、個人識別情報を非公開とした場合、一般人を基準とすれば個人を識別することはできないが、施設利用者やその家族、地域住民においては、性別、年齢、家族構成、入退所年月日等から入所者を識別することも可能と考えられる。

特別養護老人ホームは、常時介護を要する高齢者等が入所する施設であり、当該施設に入所している情報は、人の身体に関する情報とし

て特にセンシティブな情報といえる。

このため、性別、年齢等の情報についても、個人を識別できないがなお個人の権利利益を侵害するものとして、条例第6条第1号後段に該当するものと考えられる。

- (イ) ケース記録、栄養ケア計画、サービス利用書（「サービス利用料金」の部分を除く。）、利用者データリスト、栄養スクリーニング一覧表

実施機関は標記公文書については、その全部を非公開として決定しているところであるが、当審議会において、内容を見分したところ、施設利用者個人ごとの病状などの身体状況、医師の診察結果、これらに対応した施設サービスの実施状況等が、公文書のほぼ全面にわたり、極めて詳細に記載されている。

(ア)で述べたように、施設利用者の属性情報、身体状況等は条例第6条第1号に該当し、当該非公開情報を除くと有意な情報は記載されていないと認められることから、実施機関が全部非公開としたことは妥当と認められる。

#### オ 法人の取引先等に係る情報

- (ア) 取引事業者名及びFAX番号、取引金融機関名及び支店名、業務委託契約先の名称、代表者の職氏名、印影、所在地、委託額、派遣者  
法人の取引先等の情報は、法人の経営上又は取引上の秘密に属する情報であって、公にすれば、当該法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められる。よって、これらの情報は条例第6条第2号に該当する。

ただし、防災設備の保守点検を委託した業者名は、消防法に基づき、特別養護老人ホームにおいて義務づけられている消防用設備等の定期点検を行った業者名であり、財団法人日本消防設備安全センターにより運用され、全国的に広く普及している消防用設備等点検済表示制度において、点検済設備等に貼付される点検済票に点検業者名が表示されていることからすれば、これを公開しても、法人の正当な権利利益を侵害するとは考えられず、公開すべきである。

- (イ) 法人が賃借している土地の賃貸人氏名、賃借料

法人が、施設敷地の一部について、誰から賃借料いくらで借りているかは、当該法人の経理等の内部管理に属する情報であって、公にすると法人の公正な事業運営が損なわれるおそれがあるということができる。よって、氏名及び賃借料については、条例第6条第2号に該当すると認められる。

- (ウ) 施設内研修の講師の職氏名、派遣元、施設でのクラブ活動の指導担

#### 当者氏名、指導団体名

施設職員を対象として施設内において実施された研修の講師の職氏名や施設で実施されたクラブ活動の指導担当者の氏名は、当該個人にとって、特定の施設で講師やボランティア等を勤めたことは、通常知られたくないものに当たり、条例第6条第1号に該当する。

講師の派遣元やクラブ活動の指導団体名については、施設がどのような団体に研修等を依頼するかということは、(ア)と同様、法人の経営上又は取引上の秘密に属する情報であって、公にすれば、当該法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められる。よって、これらの情報は条例第6条第2号に該当する。

#### カ 法人の財務会計、労務管理に係る情報

##### (ア) 理事長、施設長印の印影

対象公文書には、契約等を証するため、理事長印や施設長印が押印されている文書が多数存在する。

これらの印影を公にすれば、偽造等悪用される可能性が否定できず、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第6条第2号に該当すると認められる。

##### (イ) 総勘定元帳

総勘定元帳には、法人の収入・支出の詳細等財務状況が記録されており、法人の経営上又は取引上の秘密に属する情報であって、公にすれば、当該法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められる。よって、条例第6条第2号に該当する。

##### (ウ) 給与規程、賃金テーブル設計内容、前歴換算表

法人の給与体系などは、法人の人事管理に係る内部情報であり、これを公開すれば、当該法人の正当な利益を侵害する可能性がある。よって、条例第6条第2号に該当する。

##### (エ) 賃金控除に関する協定書

労使協定書の内容については、法人の人事管理に係る内部情報であり、これを公開すれば、当該法人の正当な利益を侵害する可能性がある。よって、条例第6条第2号に該当する。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、非公開部分のうち、実施機関が平成23年5月26日、本件処分を取り消し、公開した部分については、既に異議申立ての利益を喪失していることから、異議申立ては、却下されるべきである。

## 別表

対象公文書		実施機関が非公開とした部分	公開すべき部分	審議会の判断の記載箇所
1 「社会福祉法人等監査の結果に係る改善報告について」(平成22年4月23日起案)				
(1)	改善報告書(平成22年2月8日付けで社会福祉法人〇〇〇から提出)の本文	法人理事長の印影	—	第5の2(2)のカ(ア)
(2)	理事会・評議員会議事録	法人理事長の印影	—	同 カ(ア)
		議事録署名人の印影	—	同 ア(イ)
		発言者名	発言者名のうち、「議長」、「理事長」、「施設長」	同 ア(ア)
(3)	「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の遵守について」(平成21年12月28日付け通知)	施設職員(施設長を除く。以下本表において同じ。)の氏名、職名	施設職員の職名	同 イ(ア)①②
(4)	「施設サービス計画書 不明者一覧」	施設利用者の氏名、入所年月日	—	同 エ(ア)
		施設サービス計画書作成者(施設職員)の氏名、職名	施設サービス計画書作成者(施設職員)の職名	同 イ(ア)①②
(5)	施設利用者個人のケース記録	(全部非公開)	—	同 エ(イ)
(6)	謝罪文及び謝罪状況	法人理事長の印影	—	同 カ(ア)
		施設利用者の氏名、(施設利用者が)死亡したとの情報	—	同 エ(ア)
		施設利用者の家族の氏名、施設利用者との続柄、住所	—	同 エ(ア)
		施設職員の氏名、印	—	同

		影		イ(ア)①
		謝罪日	謝罪日	同 イ(ア)⑤
(7)	「施設サービス計画書誤謬等の確認」	法人理事長の印影	—	同 カ(ア)
		施設利用者及び家族の氏名、印影	—	同 エ(ア)
		施設職員の氏名、印影	—	同 イ(ア)①
(8)	「特別養護老人ホーム入所中の〇〇〇〇様の施設サービス計画の未策定期間について」	施設利用者の氏名	—	同 エ(ア)
(9)	その他内部決裁資料	施設職員の氏名、職名	施設職員の職名	同 イ(ア)①②
		施設利用者の氏名	—	同 エ(ア)
2 「社会福祉法人等及び指定介護保険施設等に対する監査の結果について」(平成21年7月13日起案)				
(1)	起案書本文(「特別養護老人ホーム〇〇〇〇〇〇〇」監査の結果について(復命))	施設職員の氏名、職名	施設職員の職名	同 イ(ア)①②
		施設利用者の氏名、入所年月日	—	同 エ(ア)
(2)	施設サービス計画の点検者名簿	(全部非公開)	—	同 イ(ア)①
(3)	施設サービス計画の策定期間に関する点検状況	施設利用者の氏名、入所年月日、入退院年月日、病名	—	同 エ(ア)
(4)	平成21年度チェックリスト本文	施設職員の氏名、職種(職名)、資格の有無・内容、経験年数(就職年月日、勤続年数、他施設の経験年数)、本棒額	施設職員の職種(職名)、資格の有無・内容、経験年数(就職年月日、勤続年数)	同 イ(ア)①②③
		施設長の資格の有無・内容、経験年数、本棒額	施設長の資格の有無・内容、	同 イ(イ)①②
		医師(内科医)の氏	医師(内科医)の氏	同 ウ(ア)

		名、職種、資格の有無・内容	名、職種、資格の有無・内容	
		施設サービス計画作成担当者の職名、氏名、介護支援専門員登録番号	施設サービス計画作成担当者の職名	同 イ(ア)①②
(5)	「指定介護老人福祉施設重要事項説明書」	苦情受付担当者である施設職員の職名、氏名	苦情受付担当者である施設職員の職名	同 イ(ア)①②
(6)	「職員出勤簿」(出勤日ごとに押印する形式の出勤簿)	(全部非公開)	—	同 イ(ア)①②
(7)	「パート勤務確認書」	施設職員の氏名、印影	—	同 イ(ア)①
3 特別養護老人ホーム入所者の施設サービス計画の策定状況の通知について(平成21年4月20日起案)				
(1)	起案書本文	施設職員の氏名、職名	施設職員の職名	同 イ(ア)①②
		施設利用者の氏名	—	同 エ(ア)
(2)	「施設介護サービス計画書(ケアプラン)の作成状況について」(平成21年2月27日付け報告)	法人理事長及び施設長の印影	—	同 カ(ア)
		施設利用者の氏名、性別、入所年月日、退所年月日	—	同 エ(ア)
(3)	「施設介護サービス計画書における作成日とサービス提供期間の不一致について」(平成21年2月27日付け報告)	法人理事長及び施設長の印影	—	同 カ(ア)
		施設利用者の氏名	—	同 エ(ア)
4 「介護保険指定施設に対する監査の中間報告について」(平成21年2月19日起案)				
(1)	起案書本文(監査結果本文)	施設職員の氏名、職名	施設職員の職名	同 イ(ア)①②
		施設利用者の氏名、病名、生年月日、入	—	同 エ(ア)

		院年月日		
(2)	「ケアプラン改竄の報告について」(平成21年2月2日付け報告)	法人理事長の印影	—	同 カ(ア)
		施設利用者の氏名、入退院年月日、病名	—	同 エ(ア)
		施設利用者の家族と施設利用者の続柄	—	同 エ(ア)
		施設職員の氏名、職名、介護支援専門員の就任年月日	施設職員の職名、介護支援専門員の就任年月日	同 イ(ア)①②
5 「社会福祉法人〇〇〇等に対する指導監査(実地指導)の改善報告について」(平成20年10月27日起案)				
(1)	「社会福祉法人等指導監査(実地指導)結果に係る改善について」(平成20年10月24日付け報告)本文	法人理事長の印影	—	同 カ(ア)
(2)	「介護支援専門員登録証明書」	介護支援専門員の氏名、生年月日、登録番号	—	同 イ(ア)①
(3)	「介護支援専門員登録番号及び介護支援専門員証とみなされる介護支援専門員登録証明書の有効期間について」	介護支援専門員の氏名、住所、生年月日、介護支援専門員登録証明書記載の番号、介護支援専門員登録番号	—	同 イ(ア)①
(4)	介護支援専門員に対する辞令	職員の氏名、給与・手当等の額、給与等級	—	同 イ(ア)①③
		法人理事長の印影	—	同 カ(ア)
6 平成20年度チェックリスト及び添付資料				
(1)	平成20年度チェックリスト本文	施設職員の職名、氏名、年齢	施設職員の職名	同 イ(ア)①②③
(2)	「職員出勤簿」(出勤日ごとに押印する形式の出勤簿)	(全部非公開)	—	同 イ(ア)①②

(3)	「パート勤務確認書」	施設職員の氏名、印影	—	同 イ(ア)①
(4)	総勘定元帳	(全部非公開)	—	同 カ(イ)
7 「社会福祉法人等指導監査及び介護保険施設等に対する実地指導の結果について」(平成20年9月3日起案)				
(1)	起案書本文	施設職員の氏名、職名	施設職員の職名	同 イ(ア)①②
(2)	「入居者50音名簿」等(施設利用者の入所年月日、施設サービス計画作成・未作成期間等を記載)	施設利用者の氏名、入所年月日、入院年月日、死亡年月日	—	同 エ(ア)
8 「社会福祉法人〇〇〇等に対する指導監査(実地指導)の改善報告について」(平成20年9月1日起案)				
(1)	起案書本文	施設職員の氏名、職名	施設職員の職名	同 イ(ア)①②
(2)	「社会福祉法人等指導監査(実地指導)結果に係る改善について」(平成20年4月22日付け報告)本文	法人理事長の印影	—	同 カ(ア)
		施設職員の氏名、職名	施設職員の職名	同 イ(ア)①②
(3)	「辞令」	施設職員の氏名、職名	施設職員の職名	同 イ(ア)①②
		法人理事長の印影	—	同 カ(ア)
(4)	「栄養ケア計画」	(全部非公開)	—	同 エ(イ)
(5)	「栄養ケアマネジメント加算過誤状況(利用者一割負担分)」及び「栄養ケアマネジメント加算過誤請求」	施設利用者の氏名	—	同 エ(ア)
(6)	「過誤申立依頼書」	施設長の印影	—	同 カ(ア)
		被保険者(施設利用者)の氏名、被保険者番号	—	同 エ(ア)
(7)	「介護給付費明細書請求取下	施設職員の氏名	—	同 イ(ア)①

	「依頼書」	被保険者（施設利用者）の氏名、被保険者番号	—	同 エ(ア)
(8)	設備の図面	取引事業者名、FAX番号	—	同 オ(ア)
(9)	FAX文面	施設職員の氏名、職名	施設職員の職名	同 イ(ア)①②
(10)	「賃金控除に関する協定書」	(全部非公開)	—	同 カ(エ)
(11)	「介護給付費等支払決定額通知書」	取引金融機関名及び支店名	—	同 オ(ア)
(12)	「介護給付費過誤決定通知書」及び「請求明細書・給付管理表返戻（保留）一覧表」	被保険者（施設利用者）の氏名、被保険者番号	—	同 エ(ア)
(13)	「受領書」	施設利用者の氏名	—	同 エ(ア)
		利用者負担金の返還金の受取人（施設利用者の家族）の氏名、印影、施設利用者との続柄	—	同 エ(ア)
(14)	「請求書兼領収書」	施設利用者の氏名	—	同 エ(ア)
(15)	「施設サービス等・地域密着型サービス介護給付費明細書」	被保険者（施設利用者）の氏名、被保険者番号、生年月日、性別、入所年月日	—	同 エ(ア)
9 「社会福祉法人等指導監査及び介護保険指定施設に対する実地指導に係る追加資料の提出について」 (平成20年5月14日付け報告)				
(1)	報告書本文	施設長の印影	—	同 カ(ア)
(2)	「施設サービス計画書がない期間について」の別紙	施設利用者の氏名、入所年月日	—	同 エ(ア)
(3)	「サービス利用書（指定介護老人福祉施設）」（下記(4)の部分を除く）	(全部非公開)	—	同 エ(イ)
(4) (注)	「サービス利用書（指定介護老人福祉施設）」のうち「サ	施設利用者の氏名	—	同 エ(ア)

	ービス利用料金」の部分			
10	「社会福祉法人等指導監査及び介護保険指定施設に対する実地指導に係る追加資料の提出について」 (平成20年4月15日通知)	施設利用者の氏名、 入所年月日		同 エ(ア)
11	「社会福祉法人等指導監査及び介護保険指定施設に対する実地指導の実施について」(平成20年3月18日起案)			
(1)	「対応記録」	施設利用者の家族の 氏名、施設利用者との 続柄	—	同 エ(ア)
		施設利用者の入所期 間、病状	—	同 エ(ア)
		施設職員の氏名、職 名	施設職員の職名	同 イ(ア)①②
		サービス利用計画未 策定期間(注)		
(2)	「介護保険事業者 事故報告 書」	施設職員の氏名、職 名	施設職員の職名	同 イ(ア)①②
		施設利用者の氏名、 性別、年齢、被保険 者番号、住所	—	同 エ(ア)
		身元引受人(施設利 用者の家族)の氏名	—	同 エ(ア)
(3)	施設職員のお詫び文	施設職員の氏名、印 影	—	同 イ(ア)①
		施設利用者の氏名	—	同 エ(ア)
12	「社会福祉法人等指導監査及び介護保険施設等に対する実地指導の結果について」(平成20年2月25日起案)			
(1)	「施設監査(実地指導)調書 本文」	施設職員の氏名、職 名	施設職員の職名	同 イ(ア)①②
		施設利用者の氏名	—	同 エ(ア)
(2)	検便結果調査表	(全部非公開)	—	同 イ(ア)④

(3)	利用者データリスト	(全部非公開)	—	同 エ(イ)
(注)	「栄養成分値算出表」	—		
(4)	「喫茶コーナー参加確認表」	施設利用者の氏名	—	同 エ(ア)
(5)	医療業務委託等の契約書	契約相手方法人の名称、代表者の職名・氏名、印影、所在地	—	同 オ(ア)
		施設長の印影	—	同 カ(ア)
		理事の印影（理事長職務代理人として契約行為を行い、契約書に押印した印影）	—	同 ア(イ)
		契約相手方からの派遣者の職名・氏名	—	同 オ(ア)
		契約金額（報酬額等）		同 オ(ア)
(6)	勤務表	施設職員の氏名及び決裁欄の印影（施設長を除く。）	—	同 イ(ア)①
(7)	特別養護老人ホームに係る指導監査事前提出資料（土地・建物設備の状況）	法人が賃借している借地の所有者名、借地料	—	同 オ(イ)
	同（退職者の状況）	退職者の氏名、採用年月日、退職年月日、採用時の年齢、退職時の本俸	—	同 イ(ウ)
	同（職員の給与等の状況）	施設職員の氏名、職種、性別、年齢、資格の有無・種類、最終学歴、経験年数（採用年月日、勤続年数、他の社会福祉事業経験年数）、本俸、諸手当の額、パート職員の勤務形態	施設職員の職種、資格の有無・種類、経験年数（採用年月日、勤続年数）	同 イ(ア)①②③
		施設長の性別、年齢、資格の有無・種類、最終学歴、経験年数、	施設長の資格の有無・種類	同 イ(イ)①②

		本俸、諸手当の額、		
同 (施設職員の研修の状況)	施設内研修の講師の 所属団体名（公共団 体は除く。）	—	同	オ(ウ)
	施設内研修の講師の 職名・氏名（公務員 は除く。）	—	同	オ(ウ)
	施設外研修の参加者 (施設職員)の氏名	—	同	イ(ア)①
同 (褥瘡を有する者の状況)	褥瘡を有する者の 入所年月日、発症年 月日、発症場所、発 症の要因、褥瘡の部 位・程度、嘱託医等 の意見、施設におけ る処置及び対応	—	同	エ(ア)
同 (クラブ活動の状況)	施設でのクラブ活動 の指導担当者名	—	同	オ(ウ)
	施設でのクラブ活動 の指導団体名	—	同	オ(ウ)
同 (防虫・防そ等の駆除作業実 施状況)	防虫・防そ等駆除作 業の実施業者名	—	同	オ(ア)
同 (水質管理の状況)	貯水槽の清潔を保持 するための清掃の実 施業者名	—	同	オ(ア)
同 (医師の勤務状況)	施設に勤務する医師 の氏名、給与額	内科医の氏名	同	ウ(ア)(イ)
同 (協力病院等の状況)	診療業務委託契約の 委託金額	—	同	オ(ア)
同 (遺留金品の処分状況)	施設利用者の死亡年 月日	—	同	エ(ア)
	遺留金品引取者（施 設利用者の家族）の 氏名、施設利用者との続柄	—	同	エ(ア)

	同 (宿直の状況)	宿直業務委託先の業者名	—	同 オ(ア)
	同 (災害事故防止対策)	防火管理者(施設職員)の氏名	—	同 イ(ア)①
		防災設備の保守点検業務委託先の業者名	防災設備の保守点検業務委託先の業者名	同 オ(ア)
		防災設備の保守点検(自主点検)実施者(施設職員)の氏名	—	同 イ(ア)①
	同 (苦情解決体制の整備状況)	苦情担当者(施設職員)の氏名、職名	苦情担当者(施設職員)の職名	同 イ(ア)①②
		苦情解決体制に係る第三者委員(評議員)の氏名	苦情解決体制に係る第三者委員(評議員)の氏名	同 ア(ウ)
	同 (事故発生時の対応)	施設利用者の事故の概要における病名	—	同 エ(ア)
	同 (感染対策の状況)	清掃業務の委託先等の業者名	—	同 オ(ア)
		害虫駆除委託先の業者名	—	同 オ(ア)
(8)	栄養ケア計画	(全部非公開)	—	同 エ(イ)
(9)	栄養スクリーニング一覧表	(全部非公開)	—	同 エ(イ)
13「給与規程」		(全部非公開)	—	同 カ(ウ)
14「賃金テーブル設計内容」		(全部非公開)	—	同 カ(ウ)
15「前歴換算表」		(全部非公開)	—	同 カ(ウ)

(注) 次の公文書の全部又は一部については、実施機関は当初非公開としていたが、諮問後、改めて公開する旨の決定を行った。

- (1) 「サービス利用書(指定介護老人福祉施設)」のうち「サービス利用料金」の部分(施設利用者の氏名は除く。)(対象公文書9(4))
- (2) 「対応記録」のうちサービス利用計画未策定期間(対象公文書11(1))
- (3) 「栄養成分値算出表」の全部(対象公文書12)

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成22年9月16日	・ 諮問書の受領
平成23年4月5日	・ 実施機関から非公開理由説明書を受領
平成23年4月26日 第2部会 (第6回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成23年6月7日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成23年6月17日 第2部会 (第8回)	・ 審議
平成23年7月22日 第2部会 (第9回)	・ 審議
平成23年10月28日 第2部会 (第10回)	・ 審議
平成23年11月18日 第2部会 (第11回)	・ 審議
平成23年11月24日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 正 木 靖 子

委 員 清 水 信 一

委 員 高 田 起一郎

委 員 前 田 雅 子